

玄海町建設工事請負・委託業務に係る指名停止等に関する規程

平成11年5月17日

規程第2号

玄海町建設工事競争入札参加資格者指名停止の措置に関する規程（昭和58年玄海町規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、町が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の委託業務（以下「町工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に町工事等の受注者としてふさわしくない行為があった場合の町の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

第2条 町長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長は、別表第3の各号のいずれかに該当すると認め、前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察署長の意見を聴くものとする。

3 町長は、町工事等の契約のため指名を行うときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体の指名停止）

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人がいることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 町長は、共同企業体が別表各号のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体を指名してはならない。当該共同企業体を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の指名停止基準の2以上に該当したときは、当該基準ごとに規定する期間の短期（別表各号の期間中短いものをいう。以下同じ。）及び長期（別表各号の期間中長いものをいう。以下同じ。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号（前項に該当する場合にあっては、同項）に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間及びその期間の満了後1か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

- ア 別表第1各号
- イ 別表第2各号
- ウ 別表第3各号

(2) 次のア又はイに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

ア 別表第2第1号から第3号まで

イ 別表第2第4号から第9号まで

- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事情があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。
- 5 町長は、指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指名停止中の有資格業者が、当該事案について責任がないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は町の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。
  - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
  - (3) 町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）又は入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第8条）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 2 町長は、有資格業者が別表第2第4号から第6号までに該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合、期間の2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短縮を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。

3 町長は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に町に当該違反行為に係る事実を報告した者については、別表第2第7号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短縮を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。

(指名停止の期間の端数の取扱い)

第5条の2 月を単位として指名停止の期間を計算する場合において、指名停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

(指名停止の通知)

第6条 町長は、第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第2号)により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が町工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 町長は、指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 町長は、指名停止中の有資格業者が町工事等の全部若しくは一部を下請けし、受託し、又は当該工事等の完成保証人(又は履行保証人)になることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第9条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意をすることができる。

(指名停止委員会の設置)

第10条 町長は、有資格業者に対して行う指名停止等について審議するため、指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員は、玄海町建設工事等入札者指名審査委員会の委員をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、関係課長又は出先機関の長(以下「主管課長等」という。)の出席を求めることができる。

(議決の方法)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委員長が急施を要し委員会に付議する暇がないと認めるときは、過半数の委員による書面審議により決することができる。

- 2 委員長は、議決の内容を町長に報告し、承認を得るものとする。
- 3 委員会の議事は、公開しない。また、何人も委員会の議事を、他に漏らしてはならない。  
(報告等)

第14条 主管課長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、不正行為等に関する報告書(様式第4号)により速やかに町長に報告するものとする。また、主管課長等は、町長が有資格業者について第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第4条第4項及び第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに関係課長に通知するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、まちづくり課で処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年5月1日規程第6号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日規程第6号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、施行日前に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第2(その1)により指名停止期間を定めることとし、施行日以後に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第2(その2)により指名停止期間を定めることとする。

附 則(令和元年10月1日規程第7号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年12月27日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。ただし、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日(令和7年6月1日)の前日までは、「拘禁刑」を「禁錮」と読み替えて適用する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることと

される人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和8年4月13日規程第6号）

この規程は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 町工事等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 町工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	1か月以上6か月以内
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	1か月以上3か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、町工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故)	2週間以上4か月以内
5 町工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1か月以上6か月以内
6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故)	1か月以上3か月以内
7 町工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上4か月以内
	2週間以上2か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が、町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4か月以上12か月以内
ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2か月以上6か月以内
2 前号のイからハマまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内
3 第1号のイからロまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 町工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3か月以上12か月以内
5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2か月以上9か月以内
6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8号第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
7 第1号のイに掲げる者が、町工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4か月以上12か月以内
8 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月以上12か月以内
9 第1号のイに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮	3か月以上12か月以内

捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
10 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2か月以上12か月以内
11 第1号のイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月以上12か月以内
12 第1号のロからハマまでに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)	1か月以上12か月以内
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	1か月以上9か月以内
14 町工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)	2か月以上9か月以内
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑、若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

別表第3

暴力団関係者にに基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>1 有資格業者である個人若しくは法人の役員又はそれらの使用人若しくはそれらの経営に実質的に関与している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団とつながりが明らかな準構成員であると認められるとき。</p> <p>2 有資格業者等が、暴力団関係者を雇用又は使用したと認められるとき。</p> <p>3 有資格業者等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p> <p>4 町工事等の履行に当たり、有資格業者等が暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められるとき。</p> <p>5 有資格業者等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>6 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、有資格業者が佐賀県暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等であると認められるとき。</p> <p>8 有資格業者等が受注した建設工事等の施行に際し、暴力団関係者からの不当な要求や介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県及び警察に届けなかったとき。</p>	<p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p> <p>4か月以上12か月以内 ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>

第 年 月 日 号

商号又は名称  
代表者氏名 様

町 長 名 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴社が ことは、非常に残念である。  
よって、本日付けで下記のとおり玄海町建設工事等入札参加資格に係る貴社の指名を  
停止することとしたので通知する。  
今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。  
なお、現に行われている指名は、これを取り消す。

記

指名停止の期間  
年 月 日から 年 月 日まで( 箇月)

(参考)

指名停止期間中の取扱い

- ①指名業者の選定から除外する
- ②現に指名している場合は取消す
- ③随意契約の相手方としない
- ④下請負人となることを承認しない
- ⑤一般競争入札等の参加を認めない

第 年 月 日  
第 号

商号又は名称  
代表者氏名 様

町 長 名 印

### 指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更することとしたので通知する。

今後は、このような事態が生じることのないように十分注意されたい。

### 記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(参考)

指名停止期間中の取扱い

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①指名業者の選定から除外する   | ②現に指名している場合は取消す  |
| ③随意契約の相手方としない    | ④下請負人となることを承認しない |
| ⑤一般競争入札等の参加を認めない |                  |

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

町 長 名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、当該指名停止を解除したので通知する。

年 月 日

玄海町長 様

主管課長

印

不正行為等に関する報告書

業者の称号又は名称		
代表者の氏名		
本社又は営業所の所在地		
不正行為等の該当条項		
不正行為等の内容	(発生日時、場所、状況、原因、対策等)	
主管課長の意見等		
摘要		